

千葉県報

定例
令和5年9月5日

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第三百三十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の

森林を保安林に指定する予定である。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷俊人

第13869号

主 要 目 次

告 示
土地改良区定款の変更認可（二件）
保安林予定森林（三件）
解除予定保安林

○ 千葉海区における漁業の免許（二件）

○ 内水面における第五種共同漁業権遊漁規則の認可

○ 土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧（二件）

○ 土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十八日付けで認可した。
特定調達公告

○ 入札公告

○ 落札者等の公告（十一件）

告 示

告 示

千葉県告示第三百三十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第三十条第二項の規定により、松戸市矢

切土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十八日付けで認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第三十条第二項の規定により、茂原市新治土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十五日付けで認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第三十条第二項の規定により、いすみ市南大原土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十五日付けで認可した。

千葉県告示第三百三十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の
森林を保安林に指定する予定である。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第三百四十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の
森林を保安林に指定する予定である。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷俊人

一 保安林予定森林の所在場所
君津市西原字小田野下一、五〇六番

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度
次とのおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び東金市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（一）主伐は、択伐による。
（二）立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（三）間伐に係る森林は、次とのおりとする。

2 立木の伐採の限度

次とのおりとする。

（一）立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 森林の伐採の方法

（一）立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 森林の伐採の限度

（一）立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 森林の伐採の方法

（一）立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

6 森林の伐採の限度

（一）立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

7 森林の伐採の方法

（一）立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

8 森林の伐採の限度

（一）立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

9 森林の伐採の方法

（一）立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

10 森林の伐採の限度

（一）立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

11 森林の伐採の方法

（一）立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

12 森林の伐採の限度

（一）立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

令和5年9月5日(火曜日)

第13869号

千葉県報

千葉県告示第三百四十一号	
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。	
令和五年九月五日	
一 保安林予定森林の所在場所 君津市怒田字神場一、七四四番一〇	
二 指定の目的 水源の涵養	
三 指定施業要件	
1 立木の伐採の方針 (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び君津市役所に備え置いて総覽に供する。)	
令和五年九月五日	

千葉県告示第三百四十二号	
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する予定である。	
令和五年九月五日	
千葉県知事 熊谷俊人	
千葉県告示第三百四十三号	
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十三条第一項の規定により、令和五年九月一日付けで千葉海区における共同漁業、区画漁業及び定置漁業を次のとおり免許した。	
八〇番・二八一番合併、二八二番、二八三番、三一七番、三一八番・三一九番合併、	
令和五年九月五日	

その一

解除予定保安林の所在場所

銚子市忍町二三一番一、二三二番、二七〇番・二七一番・二七七番・二七八番・二

八〇番・二八一番合併、二八二番、二八三番、三一七番、三一八番・三一九番合併、

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び君津市役所に備え置いて総覽に供する。)

に備え置いて総覽に供する。)

千葉県告示第三百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の

森林を保安林に指定する予定である。

令和五年九月五日

一 保安林予定森林の所在場所

君津市怒田字神場一、七四四番一〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方針

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び君津市役所に備え置いて総覽に供する。)

令和五年九月五日

三二六番から三二八番まで、清水町二、八一九番一、二、八五四番一、二、八五四番二、二、八五四番五から二、八五四番八まで、二、八五八番一、二、八五九番一、二、八五九番二、二、八六〇番二、二、八六〇番三、植松町六、一〇二番一〇から六、二〇二番一三まで

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

その二
解除予定保安林の所在場所

銚子市桜井町四〇番二、四二番二、四二番七、森戸町一〇三番、一〇八番から一〇番まで、一一二番、一三六番一、一三六番二、一二三〇番、一二四三番、四三三番、四三四番、笛本町一一六番一、一一六番二、一一一一番、一二九番、一二二〇番、一二四番、一二五番、一二八番、忍町二三一一番、一二三二番、二七〇番・二七一番・二七二番・二七八番・二八〇番・二八一番合併、二八二番、二八三番、三一七番、三一八番・三一九番合併、三二六番から三二八番まで

二 保安林として指定された目的

水害の防備

解除の理由

三 指定理由の消滅

解除予定保安林の所在場所

銚子市名洗町一、八九九番一、一、八九九番二、一、九〇〇番一、一、九〇〇番二、一、九八〇番、一、九八五番二、一、九九六番一、一、九九六番二、一、〇七七番、台町二、〇六五番二、二、〇七〇番六、二、〇七一番三、海鹿島町五、三七八番二、五、三七八番三、五、三七八番九

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

解除の理由

指定理由の消滅

公示番号	免許番号	漁業権者の住所	千葉県知事	熊谷俊人
共第一号	共第一号	市川市塩浜一丁目一七番三	新木更津市漁業協同組合	市川市漁業協同組合
共第二号	共第二号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中島四、四一二番 一一号	市川市漁業協同組合
共第三号	共第三号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
共第四号	共第四号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
共第五号	共第五号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
共第六号	共第六号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
共第七号	共第七号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
共第八号	共第八号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
共第九号	共第九号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
共第十号	共第十号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
共第十一号	共第十一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
共第十二号	共第十二号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
共第十三号	共第十三号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
共第十四号	共第十四号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
共第十五号	共第十五号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
共第十六号	共第十六号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
共第十七号	共第十七号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
共第十八号	共第十八号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	木更津市中央三丁目一四番 一一号	市川市漁業協同組合
南房総市富浦町多田良一、 二五四番地七五	五 安房郡鋸南町吉浜九九番地	安房郡鋸南町勝山一二二番	富津市萩生一、一七四番地 八九番地	富津市富津二、四三〇番地
合 岩井富浦漁業協同組 組合ほか二組合	鋸南町保田漁業協同組 合	鋸南町保田漁業協同組 合	天羽漁業協同組合ほか 二組合	天羽漁業協同組合
共第四十四号	共第四十二号	共第四十一号	共第三十九号	共第三十八号
共第四十四号	共第四十三号	共第四十二号	共第三十九号	共第三十八号
鴨川市磯村一三七番地二 五二番地六	南房総市千倉町千田一、〇	鴨川市磯村一三七番地二 五二番地六	南房総市千倉町千田一、〇	館山市船形一、四五二番地 五二番地六
ほか一組合	東安房漁業協同組合 ほか一組合	鴨川市漁業協同組合 ほか一組合	鴨川市漁業協同組合 ほか一組合	鴨川市漁業協同組合 ほか一組合

区第十号	区第十号	区第九号	区第八号	区第七号	区第六号	区第五号	区第四号	区第三号	区第二号	区第一号	区第一号	区第一号	区第一号	区第一号	区第一号	区第一号	区第一号	区第一号	区第一号	区第一号	区第一号	区第一号	区第一号	区第一号	区第一号	区第一号	区第一号	
の一 富津市富津二、四三〇番地	七四 富津市富津二、〇三五番地			一一号 木更津市中央三丁目一四番	一一号 木更津市中島四、四一二番	地 木更津市中島四、四一二番					市川市塩浜一丁目一七番三	市川市塩浜一丁目一七番三	市川市塩浜一丁目一七番三	旭市下永井三〇八番地	旭市下永井三〇八番地	三四七番地三六 山武郡九十九里町小関二、	山武郡九十九里町小関二、	いすみ市漁港埋立地 夷隅郡御宿町岩和田九四五	いすみ市漁港埋立地 夷隅郡御宿町岩和田九四五	番地一 夷隅郡御宿町岩和田九四五					新勝浦市漁業協同組 御宿岩和田漁業協同組	新勝浦市漁業協同組 御宿岩和田漁業協同組	新勝浦市漁業協同組 合ほか一組合	新勝浦市漁業協同組 合ほか一組合
新富津漁業協同組合	富津漁業協同組合						組合 新木更津市漁業協同組合	金田漁業協同組合								海面漁業協同組合 鉾子市漁業協同組合	鉾子市漁業協同組合 鉾子市漁業協同組合	九十九里漁業協同組 夷隅東部漁業協同組						安房郡鋸南町勝山一二二番 安房郡鋸南町吉浜九九番地	安房郡鋸南町勝山一二二番 安房郡鋸南町吉浜九九番地	安房郡鋸南町勝山一二二番 安房郡鋸南町吉浜九九番地	五 八九番地 八九番地	
定第六号	定第五号	定第四号	定第三号	定第二号	定第一号	定第一号	定第一号	定第二十八号	定第二十七号	区第二十六号	区第二十五号	区第二十四号	区第二十三号	区第二十二号	区第二十一号	区第二十号	区第十九号	区第十九号	区第二十号	区第二十一号	区第二十二号	区第二十三号	区第二十四号	区第二十五号	勝浦市新官二〇七番地 勝浦市新官二〇七番地			
地 館山市波左間一、〇一二番																												
波左間漁業協同組合	か一社 西岬漁業協同組合ほか						組合 岩井富浦漁業協同組合									天羽漁業協同組合 鋸南町勝山漁業協同組合												

定第七号	定第七号	南房総市千倉町千田一、〇	東安房漁業協同組合
定第八号	定第八号	五二番地六	
定第九号	定第九号		
定第十号	定第十号	鴨川市磯村一三七番地二	
定第十一号	定第十一号	"	
短共第一号	短共第一号	市川市塩浜一丁目一七番三	東安房漁業協同組合
短共第二号	短共第二号	市川市漁業協同組合	ほか一社
短共第三号	短共第三号	船橋市漁業協同組合	鴨川市漁業協同組合
備考	備考	船橋市漁業協同組合	船橋市漁業計画に定める公示番号をいう。
番号をいう。			

千葉県告示第三百四十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十三条第一項の規定により、令和五年八月二十日付で千葉海区における区画漁業を次のとおり免許した。

令和五年九月五日

		千葉県知事	熊谷俊人
公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称
短区第一号	免許番号	市川市塩浜一丁目一七番三	市川市漁業協同組合
短区第二号		"	
短区第三号		"	
短区第四号		"	
短区第五号		"	
短区第六号		"	
短区第七号		"	
短区第八号		"	
短区第九号	号	市川市塩浜一丁目一七番三	市川市漁業協同組合

千葉県告示第三百四十五号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十三条第一項の規定により、令和五年九月一日付で内水面における共同漁業及び区画漁業を次のとおり免許した。

九月一日付で内水面における共同漁業及び区画漁業を次のとおり免許した。
令和五年九月五日

内共第六号	内共第六号	香取郡多古町多古一、〇三	栗山川漁業協同組合
内共第七号	内共第七号	柏市曙橋一番地	手賀沼漁業協同組合
内共第八号	内共第七号	成田市北須賀上外塹一、六	手賀沼漁業協同組合
内共第九号	内共第八号	香取市扇島一、八四〇番地	手賀沼漁業協同組合
内共第十号	内共第九号	一 二二番地二	ほか一組合
内共第十号	内共第十号	香取郡東庄町笛川い五、二 一四番地六	印旛沼漁業協同組合
内共第十二号	内共第十一号	君津市久保二丁目一三番一 二八番地	佐原漁業協同組合
内共第十三号	内共第十二号	銚子市川口町二丁目六、五	佐原漁業協同組合
内共第十四号	内共第十三号	柏市曙橋一番地	笹川漁業協同組合ほか二組合
内区第一号	内区第一号	夷隅郡大多喜町小谷松四七 番地二	夷隅川漁業協同組合
内区第二号	内区第二号	夷隅郡大多喜町小谷松四七 番地二	夷隅川漁業協同組合